

愛知県水防計画

平成 2 6 年 度

愛 知 県

はじめに

洪水や津波、高潮による水害を防ぐには根本的な治水対策が必要であるが、この治水事業には巨額の費用を要するので、その早期完了は残念ながら、簡単にはできないのが現状である。

そこで、治水事業とあいまって、水害による被害を最小限に食い止めるため、水防活動が必要となる。

水防は、水との闘いであるばかりでなく、時間との闘いであるといわれている。

水害時における水防活動が最大の効果を発揮するには、的確で迅速な行動が要求される。

そのためには、まず第1に事前に綿密な計画をたて、十分な準備をしておかなければならない。

第2に、水防の効果を十分に確保するには、水防に関する情報を迅速的確に把握する必要があり、このためには、通信網及び連絡体制の整備強化を図らなければならない。また必要に応じて報道機関の協力を求める必要がある。

第3に、水防活動を円滑に実施するためには、必要な資材器具、施設の整備と運用を図る必要がある。

これら、水防の第一次的責任は、市町村等の水防管理団体であるが、それぞれ個々の判断に委ねるのみではなく、県内統一的な計画を策定することで一層効果が期待されるものである。

このため、県内の水防事務に関し、基本的かつ具体的な内容、すなわち、水防上必要な監視・警戒・通信連絡・水防組織等に関する事項を示す平成25年度の愛知県水防計画をここに策定する。

目 次

本編

第一章	総則	
第一節	目的	1
第二節	用語の定義	1
第三節	水防の責任	2
第四節	安全確保	6
第二章	水防組織	
第一節	県の水防組織	7
第二節	水防管理団体	9
第三章	水防施設	
第一節	水防倉庫及び水防資器材	13
第二節	通信連絡	14
第三節	非常輸送	16
第四章	非常配備	
第一節	県の非常配備	17
第二節	水防管理団体の非常配備	19
第五章	重要水防箇所	
第一節	重要水防箇所	27
第二節	重要工作物	67
第六章	水防に関連する予報・警報	
第一節	水防に関連する予報・警報の種類と発表基準	115
第二節	水防に関連する予報・警報の伝達	136
第七章	水防警報	
第一節	水防警報の意義	139
第二節	水防警報を行う河川及び海岸	139
第三節	水防警報を発する基準	142
第四節	水防警報伝達系統	145
第五節	水防警報発表受報様式	152
第八章	洪水予報	
第一節	意義	159
第二節	洪水予報を行う河川及び実施区域	159
第三節	洪水予報に関する基準地点	160
第四節	洪水予報の種類と基準	161
第五節	洪水予報伝達系統	162
第六節	洪水予報発表文例	167
第九章	水位情報の周知	
第一節	意義	173
第二節	水位情報の周知を行う河川及びその区域	173
第三節	水位情報周知を行う水位観測所における基準水位	174
第四節	水位情報伝達系統	176
第五節	特別警戒水位到達情報発表文例	183
第十章	水防活動	
第一節	雨量・水位・潮位の監視と通報	187
第二節	監視及び警戒とその措置	197
第三節	水防団等の出動	197
第四節	水こう門・防潮扉・排水ポンプ場・ダム・ため池等の操作	199
第五節	水防作業	242
第六節	避難	244
第七節	水防信号及び水防標識（法第20条）	244

第八節	決壊等の通報並びに決壊後の処理	245
第九節	水防解除	247
第十節	費用負担と公用負担	247
第十一節	水防報告と水防記録	248
第十一章	他の機関等との協力応援	
第一節	洪水予報連絡会	253
第二節	応援及び応援等の相互協定	253
第三節	河川管理者の協力事項	254
第十二章	排水ポンプの運転調整	
第一節	排水ポンプの運転調整の意義	257
第二節	各河川における排水機の運転調整に係る要綱等	257
第十三章	その他	
第一節	水防訓練	315
第二節	水防管理団体の水防計画の基準と指導方針	315
資料編		
第1	水防資器材の備蓄数量	317
第2	名古屋港における推算潮位	335
第3	水防関係機関の電話番号	339
第4	愛知県水防計画付図	

第一章 総則

第一節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第7条第1項及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき、洪水、津波又は高潮による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、県内の各河川、海岸及びため池等に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送及びダム又は水門若しくはこう門の操作、水防のための水防団及び消防団（以下「水防団等」という。）の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用、避難立退きについて実施の大綱を示したものであり、愛知県地域防災計画と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

第二節 用語の定義

愛知県水防本部

県の地域に係る水防を統括するため設置するもので水防に関係の深い部課で編成し、本部事務局を県庁内（建設部河川課）に置くものをいう。

水防管理団体（法第2条第1項）

水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。

指定水防管理団体（法第4条）

水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体をいう。

水防管理者（法第2条第2項）

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう。

消防機関の長（法第2条第4項）

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。

量水標管理者（法第2条第6項、法第12条）

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。

水防協力団体（法第36条）

法人その他これに準ずるものとして国土交通省令（水防法施行規則第13条）で定める団体であって、水防に関する業務を適正かつ確実に行うことが出来ると認めて、水防管理者が指定した団体をいう。

水防警報（法第2条7項、第16条第1項）

水防警報河川等*について、国土交通大臣又は知事が洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

*水防警報河川等（法第16条第1項）

(1) 国土交通大臣が洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指

定し公示した河川、湖沼又は海岸をいう。

- (2) 知事が前項以外の河川、湖沼又は海岸で、洪水、津波又は高潮により県民経済上相当の損害を生ずるおそれがあると認めて指定し公示した河川、湖沼又は海岸をいう。

洪水予報（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項）

洪水予報指定河川*について、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を一般に周知せしめるため警告して行う発表をいう。

*** 洪水予報指定河川（法第10条第2項、法第11条第1項）**

- (1) 国土交通大臣が、流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川をいう。
- (2) 都道府県知事が、(1)以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川をいう。

水位情報の通知及び周知（法第13条）

国土交通大臣又は知事は、水位周知河川*について、避難判断水位（特別警戒水位）*に到達した旨の情報を、関係都道府県知事又は水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知させなければならない。

*** 水位周知河川（法第13条第1項・第2項）**

洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣又は知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じることおそれがあるものとして指定した河川をいう。

*** 避難判断水位（特別警戒水位）（法第13条第1項・第2項）**

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべきものとして、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供していくために国土交通大臣又は都道府県知事が定める水位をいう。

愛知県防災会議（災害対策基本法第14条）

県の地域に係る防災に関し国及び地方を通じて総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法の規定に基づき設置されており、災害発生時の情報の収集、各機関の実施する災害応急対策等の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の審議策定及びその実施の推進を図る機関。

愛知県災害対策本部（災害対策基本法第23条）

災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認めるとき災害対策基本法に基づき設置する機関。

第三節 水防の責任

1 県の責任

(1) 水防法上の二次的責任

県は水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう次の事項により水防能力の確保とその指導に努める責任を有する。（法第3条の6）

ア 水防計画の策定、要旨の公表（法第7条第1項・第5項、法第2条第5項、法第49

- 条第1項)
- イ 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定（法第4条）
- ウ 水防管理団体に援助するための水防倉庫の設置及び資器材の備蓄（法第3条の6、法第44条）
- エ 水防活動従事者の安全への配慮（法第7条第2項）
- オ 水防管理団体への助言、勧告（法第48条）
- カ 通信連絡系統の確立（法第27条、法第2条第5項）
- キ 優先通行の標識及び水防信号の制定（法第18条、法第20条）
- ク 洪水予報対象河川の指定及び浸水想定区域の指定（法第11条第1項、法第14条第1項）
- ケ 洪水予報の発表、通知（法第10条第3項、法第11条第1項）
- コ 水位情報の通知、一般への周知（法第13条）
- サ 水防警報発表河川等の指定（法第16条第1項）
- シ 水防警報の発表、通知（法第16条第1項、法第16条第3項）
- ス 危険が切迫しているときに必要な区域の居住者等に対する立退きの指示（法第29条）
- セ 水防上緊急を要するときの水防管理者等に対する指示（法第30条）
- ソ 水防協力団体に対する必要な情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- タ 水防に要する費用負担の協議が成立しない場合のあつせん及び他県知事との協議（法第42条第3項、法第42条第4項）
- チ 費用の負担（法第43条、法第43条の2）
- ツ 水防費用の補助（法第44条）
- テ 水防に関する報告の提出及び徴収（法第47条）

(2) 河川管理者等としての責任

県は河川法に基づく河川管理者、海岸法に基づく海岸管理者としての責任を有する。

2 水防管理団体等の責任

(1) 水防法上の一次的責任

水防管理団体である市町村（水防事務組合又は水害予防組合の区域を除く）、水防事務組合又は水害予防組合は次の事項によりその管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第3条）

- ア 水防体制を確立すること（法第3条）
- イ 水防団、消防団を整備すること（法第5条）
- ウ 水防倉庫の設置及び資器材の備蓄（法第3条）
- エ 通信連絡系統を確立すること（法第3条、法第27条）
- オ 水位状況の関係者への通報（法第12条）
- カ 水防団又は消防団を出動させ、又は出動の準備をさせること（法第17条）
- キ 警戒区域を設定し、立入を禁止若しくは制限し、退去を命ずること（法第21条）
- ク 警察官の出動を求めること（法第22条）
- ケ 他の水防管理団体への応援要請及び応援に要する費用の要請者負担（法第23条）
- コ 決壊の通報（法第25条）
- サ 決壊後の被害の拡大の防止（法第26条）
- シ 水防上緊急の必要があるときの公用負担権限の行使（法第28条）
- ス 危険が切迫しているときに必要な区域の居住者に対する立退きの指示（法第29条）
- セ 避難所の指定、食糧の備蓄（法第3条）
- ソ 水防に要する費用の負担（法第41条）
- タ 法第24条により水防に従事した者に対する災害補償（法第45条）
- チ 水防に関する報告の提出（法第47条）

- ツ 平常時における区域内の河川、遊水地、海岸等の巡視及び異常箇所の通報（法第9条）
- テ 消防事務との調整（法第50条）
- ト 水防協力団体の指定、監督（法第36条、法第39条）
- ナ 水防協力団体に対する必要な情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

(2) 指定水防管理団体の責任

指定水防管理団体は(1)に加え次の事項の責任を有する。

- ア 消防機関が水防を十分行えない場合の水防団の設置（法第5条第2項）
- イ 水防計画の策定、要旨の公表、知事への届け出（法第33条第1項・第3項、法第49条第1項）
- ウ 水防活動従事者の安全への配慮（法第33条第4項）
- エ 水防事務組合及び水害予防組合における水防協議会の設置（法第33条第2項）
- オ 毎年の水防訓練（法第32条の2）

(3) 水防協力団体の責任

水防協力団体は次の事項の責任を有する。

- ア 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（法第37条第1号）
- イ 水防に関する情報又は資料の収集、提供（法第37条第2号）
- ウ 水防に関する調査研究、知識の普及及び啓発（法第37条第3号、第4号）
- エ 水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携（法第38条）

(4) 市町村の責任

市町村は次の事項の責任を有する。

- ア 法第14条の浸水想定区域の指定があったときに、市町村地域防災計画において次の事項について定めること。（法第15条第1項）
 - ・ 洪水予報又は避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の伝達方法
 - ・ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ・ 浸水想定区域内の一定の地下街等又は高齢者等災害時要援護者利用施設の名称及び所在地
- イ 洪水予報又は避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の伝達方法等を住民に周知させるため必要な措置を講じること。（法第15条第3項）

(5) 市町村防災会議の責任

市町村防災会議は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置を定めるものとする。（法第15条）

(6) 浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者の責任

市町村地域防災計画において名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、当該地下街等の利用者の避難確保計画を定めなければならない。（法第15条の2）

3 気象庁長官（名古屋地方気象台長）の責任

- (1) 気象等の状況により、洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び愛知県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、これを一般住民に周知させなければならない。（法第10条第1項、気象業務法第13条第1項・第3項、同法第14条の2第1項）
- (2) 国土交通大臣又は知事と共同して洪水予報を発表しなければならない。（法第10条第

2項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項)

4 国土交通大臣（中部地方整備局長）の責任

(1) 洪水予報の発表

国土交通大臣が指定した洪水予報指定河川について、気象庁長官（名古屋地方気象台長）と共同して洪水予報を発表し、愛知県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させなければならない。（法第10条第2項）

また、国土交通大臣が指定した洪水予報指定河川について、その浸水想定区域を指定するものとする。（法第14条第1項）

(2) 水位情報の周知

国土交通大臣が指定した水位周知河川について、避難判断水位（特別警戒水位）に到達した旨の情報を愛知県知事（水防本部長）又は水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知させなければならない。（法第13条第1項）

また、国土交通大臣が指定した水位周知河川について、その浸水想定区域を指定するものとする。（法第14条第1項）

(3) 水防警報の発令

国土交通大臣が指定した水防警報河川等について、水防警報を発令し、愛知県知事（水防本部長）に通知しなければならない。（法第16条）

(4) 河川管理者としての責任

国土交通大臣は河川法に基づく河川管理者としての責任を有する。

5 ダム管理者の責任

(1) ダムの操作状況の通報等

洪水が発生し又は発生するおそれがある場合においては、水位及び水量等の観測結果、当該ダムの捜査の状況を河川管理者及び愛知県知事に通知しなければならない。（河川法第46条）

(2) 危害防止のための措置

ダムを操作することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、下流住民等に周知する等の必要な措置をとらなければならない。（河川法第48条）

6 量水標管理者の責任

(1) 洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、または通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が知事の定める水防団待機水位（通報水位）*を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

* 水防団待機水位（通報水位）（法第12条第1項）

洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。

(2) 量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）*を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

*** 氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条第2項）**

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位であり、水防管理者が水防団及び消防機関に出動させ、又は出動の準備をさせなければならない水位をいう。

7 その他水防上重要な施設における管理責任

水門、堰、えん堤、ため池、排水ポンプ場等その操作及び維持管理が水防上重要な施設にあっては、その管理者は日常管理点検とともに、水害が予想されるときは、応急措置を講じられる体制を執るとともに、水防管理者の指示に従わなければならない。

8 警察官の事務

(1) 水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入を禁止又は制限し、若しくはその区域からの退去を命ずることができる。（法第21条第2項）

(2) 水防のため必要があると認めるときは、水防管理者から警察署長に対して、警察官の出動を求められることがある。（法第22条）

(3) 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときに、必要と認められる区域の居住者に対して水防管理者が避難のため立ち退きを指示する場合に、管轄する警察署長はその旨の通知を受ける。（法第29条）

9 放送局、電気通信事業者、その他報道機関の責任

水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。（法第27条）

10 住民の義務

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者から要請があったときは水防に従事するとともに、水防管理者等から立退きの指示があったときはその指示に従うものとする。（法第24条、法第29条）

第四節 安全確保

1 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能な場合がある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

2 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第二章 水防組織

第一節 県の水防組織

1 目的

県水防本部は、第一章第三節 1 (1)に規定された県の水防責任を全うするために、円滑な情報伝達と迅速な対応をはかることを目的とする組織である。

2 概要

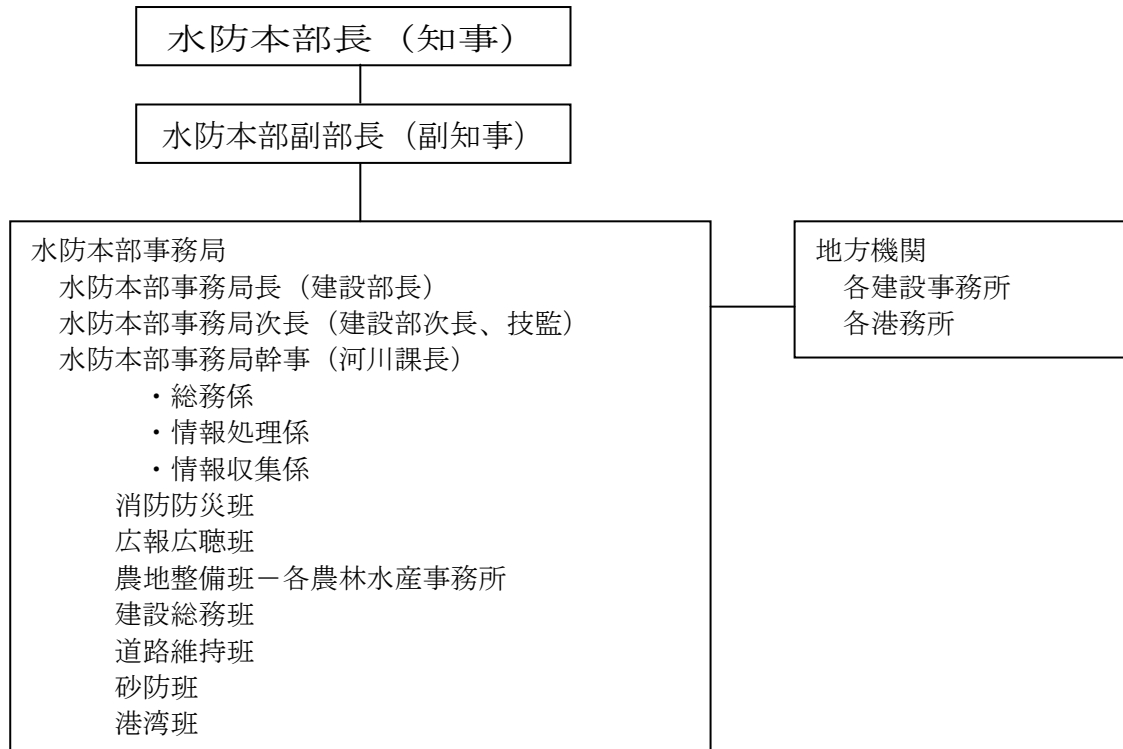
(1) 県水防本部は、愛知県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）を構成する各部班のうち水防活動に特に関係の深い部班で編制する常設機関であり、水防業務の総括にあたり、事務局を建設部河川課に置く。

県水防本部は、本部長、副本部長、事務局並びに各部、各班及び支部・地方機関をもって構成する。

(2) 水防本部長を知事、水防本部副本部長を副知事とする。両者への水防活動報告及び被害状況報告は事務局長が行う。

(3) 県水防本部は、県災害対策本部が設置された場合は同本部に統合され、以後同本部の一元的組織において水防に係る事務を遂行する。

3 県水防本部組織図



4 県水防本部事務局の所掌事務

(1) 事務局長は県水防本部事務局の事務を統括する。事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長が欠けたときは代わりにその職務を行う。事務局幹事は水防の対策方針を決定する。

(2) 事務局には総務係、情報処理係及び情報収集係を置く。

ア 総務係 対策方針案の策定及び各部・各班・各支部への対策指示・調整。

イ 情報処理係 水防警報、洪水予報の通報管理。情報整理・簡素化、重複事項の統一。

関係機関・課室（災害対策本部設置時においては災害対策本部）への連絡。

ウ 情報収集係 水防テレメーターの監視。気象情報・河川情報の収集。各部・各班・各支部からの情報収集。

(3) 災害対策本部が設置されたときは、その災害対策本部建設部河川課として上記事務を担当する。

5 県水防本部各班の所掌事務

(1) 消防防災班

ア 非常配備に関すること。

イ 気象警報、注意報、情報及び対策通報の受信及び伝達に関すること。

ウ 洪水予報の伝達に関すること。

エ 人・住家等被害の状況を把握すること（公共土木施設被害を除く）。

オ 自衛隊の活動状況の把握に関すること（県災害対策本部の解散後に限る）。

カ 緊急輸送車両の確認証明書の交付に関すること（他班に係るものを除く）。

(2) 広報広聴班

ア 県民の人心安定のための広報、その他県水防本部の水防対策についての報道に関すること。

イ ラジオ、テレビ、新聞等報道機関との連絡及び相互協力に関すること。

ウ 事務局・各班が作成した水防に関する広報資料及び被害情報等その他広報資料の収集及び提供に関すること。

(3) 農地整備班

ため池、用排水路、樋門、干拓堤防等農業用施設の水防活動に関すること。

(4) 建設総務班

ア 水防用資器材の調達・供給に関すること。

イ 公共土木施設被害の取りまとめに関すること。

ウ 緊急輸送用車両の確認証明書の交付に関すること。

(5) 道路維持班

ア 交通の制限及び規則に関すること。

イ 水防時における通行路線の決定に関すること。

ウ 道路情報の収集に関すること。

(6) 砂防班

砂防施設、地すべりに関すること。

(7) 港湾班

港湾、漁港の水防活動に関すること。

6 県水防本部地方機関の所掌事務

各地方機関は、堤防の決壊、堤防から水が溢れた等水防上重大かつ緊急を要する情報を入力したときは、ファックス等書面により、関係市町村・水防本部事務局・管轄警察署・県民事務所に対し、他の事務に優先して迅速に通報しなければならない。なお、災害対策本部が設置されたときは、その地方機関として当該事務を所掌する。

(1) 各地方機関共通事項

ア 洪水予報、水防警報の発表、発令、伝達に関すること。

イ 管内の雨量情報、水位情報、河川状況の収集、伝達に関すること。

(2) 各建設事務所

ア 管内河川及び海岸の被災状況等を把握すること。

イ 管内市町村の水防活動状況に関する次の事項を把握すること。

- ・水防団等の出動時刻、出動人員、出動箇所
- ・水防活動地点

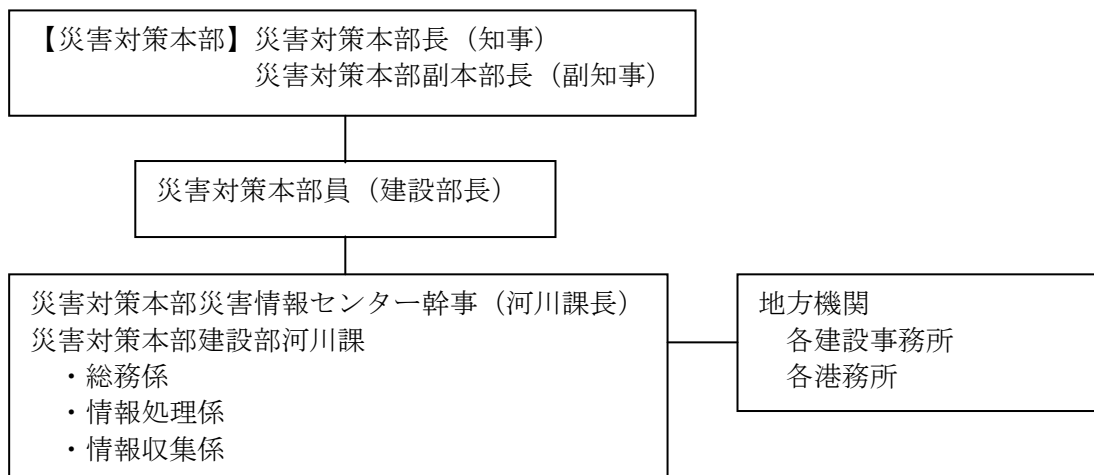
- ウ ア及びイに関する情報を事務局へ報告すること。
- エ 水防本部からの情報を管内市町村に通知すること。
- オ 応急対策を行うこと。

(3) 各港務所

- ア 管内海岸における被災状況を把握すること。
- イ 管内海岸の現況を把握すること。

7 県災害対策本部に統合後の組織及び所掌事務

県災害対策本部が設置された後は、愛知県災害対策実施要綱に定める災害対策本部機構の組織に統合されるものとする。前記の場合においても、水防に関する事務は災害対策本部建設部河川課及び各地方機関において従前のとおり担当する。



第二節 水防管理団体

1 水防管理団体の組織

水防管理団体は水防体制を確立し、水防団又は消防団を整備しなければならない（法第3条、第5条）。団体の内容は表1及び表2のとおり。

2 指定水防管理団体の事務

水防上公共の安全に重大な関係があるとして法4条により知事が指定した水防管理団体は表1のとおりであり、指定水防管理団体は第一章第三節2(1)(2)に規定された事務を行うものとする。

3 非指定水防管理団体の事務

非指定水防管理団体は表2のとおりであり、第一章第三節2(1)に規定された事務を行うものとする。

表1 指定水防管理団体

指定水防 管理団体名	管轄区域	水防区域					水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所管 建設 事務所
		堤防延長				水こう門 (箇所)		
		河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)			
名古屋市	名古屋市の全域	392,529	264,000	770	657,299	119	6,094	尾張
春日井市	春日井市の全域	136,460	0	8,951	145,411	9	115	尾張
豊明市	豊明市の全域	26,426	0	4,513	30,939	0	179	尾張
清須市	清須市の全域	25,123	0	0	25,123	31	281	尾張
北名古屋市	北名古屋市の全域	43,728	0	0	43,728	33	165	尾張
豊山町	豊山町の全域	11,680	0	0	11,680	0	83	尾張
尾張水害 予防組合	一宮市、犬山市、江南市、稲 沢市、岩倉市、丹羽郡の全域	418,500	0	8,800	427,300	148	1,483	一宮
海部地区 水防事務 組合	津島市、愛西市、弥富市、あ ま市、海部郡の一、二級河川 及び弥富、飛島海岸	143,111	15,433	0	158,544	149	1,897	海部
半田市	半田市の全域	35,221	13,788	4,470	53,479	11	396	知多
常滑市	常滑市の全域	29,980	19,800	6,282	56,062	41	182	知多
東海市	東海市の全域	45,680	10,600	3,007	59,287	12	198	知多
大府市	大府市の全域	88,908	0	6,886	95,794	7	152	知多
知多市	知多市の全域	72,498	9,140	4,432	86,070	3	128	知多
東浦町	東浦町の全域	48,100	5,000	3,752	56,852	20	221	知多
美浜町	美浜町の全域	43,520	12,610	4,848	60,978	44	253	知多
武豊町	武豊町の全域	32,000	11,260	2,700	45,960	22	163	知多
岡崎市	岡崎市の全域	392,477	0	8,101	400,578	6	1,500	西三河
西尾市	西尾市の全域	236,600	49,131	4,154	289,885	194	523	西三河
碧南市	碧南市の全域	50,848	5,800	0	56,648	75	254	知立
刈谷市	刈谷市の全域	120,000	2,963	1,358	124,321	62	366	知立
安城市	安城市の全域	131,792	0	0	131,792	0	404	知立
知立市	知立市の全域	42,500	0	194	42,694	0	142	知立
高浜市	高浜市の全域	15,968	9,136	0	25,104	29	122	知立
豊田市	豊田市の全域	1,252,528	0	13,603	1,266,131	43	2,045	豊田加茂
みよし市	みよし市の全域	45,010	0	4,553	49,563	1	280	豊田加茂
豊橋市	豊橋市の全域	267,797	32,700	16,247	316,744	195	1,223	東三河
豊川市	豊川市の全域	238,990	4,100	4,362	247,452	41	714	東三河
蒲郡市	蒲郡市の全域	118,052	28,598	3,916	150,566	51	348	東三河
田原市	田原市の全域	165,570	84,400	14,463	264,433	51	719	東三河
合計	29 団体	4,671,596	578,459	130,362	5,380,417	1,397	20,630	

表2 非指定水防管理団体

非指定水防 管理団体名	管轄区域	水防区域				水こう門 (箇所)	水防 (消防) 団員数 (名:現員)	所 建 設 事 務 所
		堤防延長						
		河川(m)	海岸(m)	ため池(m)	計(m)			
瀬戸市	瀬戸市の全域	224,240	0	1,197	225,437	3	240	尾張
小牧市	小牧市の全域	28,430	0	5,300	33,730	32	123	尾張
尾張旭市	尾張旭市の全域	22,180	0	1,928	24,108	0	127	尾張
日進市	日進市の全域	45,900	0	6,059	51,959	3	273	尾張
長久手市	長久手市の全域	50,950	0	3,616	54,566	1	132	尾張
東郷町	東郷町の全域	24,800	0	3,809	28,609	0	175	尾張
津島市	海部地区水防事務組合の管 轄区域を除く区域	600	0	0	600	0	279	海部
愛西市	同上	22,754	0	0	22,754	6	371	海部
弥富市	同上	12,000	0	0	12,000	6	325	海部
あま市	同上	16,242	0	0	16,242	15	353	海部
大治町	同上	3,850	0	0	3,850	14	243	海部
蟹江町	同上	1,200	0	0	1,200	24	187	海部
飛島村	同上	8,885	0	0	8,885	5	139	海部
阿久比町	阿久比町の全域	45,590	0	3,110	48,700	2	88	知多
南知多町	南知多町の全域	39,040	34,116	3,980	77,136	24	456	知多
幸田町	幸田町の全域	213,237	0	5,255	218,492	19	147	西三河
新城市	新城市の全域	517,702	0	4,681	522,383	5	958	新城設楽
設楽町	設楽町の全域	102,824	0	0	102,824	2	264	新城設楽
東栄町	東栄町の全域	127,010	0	0	127,010	1	185	新城設楽
豊根村	豊根村の全域	202,064	0	0	202,064	0	64	新城設楽
合計	20 団体	1,709,498	34,116	38,935	1,782,549	162	5,129	

第三章 水防施設

第一節 水防倉庫及び水防資器材

1 県の水防倉庫及び水防資器材

(1) 整備方針

県は、水防管理団体の備蓄する水防資器材に不足を生ずるような緊急事態に際し、応急支援するため整備するものとし、建設事務所長は、所管する水防資器材について水防管理者からの要請があった場合には状況を勘案して応急支援する。

(2) 備蓄基準

水防資器材は次表に掲げる基準により備蓄するよう努めるものとする。各数量は水防倉庫面積33平方メートルあたりのものであり、面積に応じて増減するが、強度・機能に優れた代用物がある場合、同じ機能を有するものに限り、表中の資器材に替えてそれらを備蓄して差し支えない。また、平野部・山間部の地理条件等により備蓄基準に係わらず適宜必要性を考慮し備蓄すること。

備蓄基準 表3

資器材名	単位	数量	資器材名	単位	数量
土のう用袋類	袋	5,000	のこぎり	丁	5
なわ・ロープ	Kg	300	おの	丁	5
ビニールシート	枚	100	ペンチ	丁	8
くい木 (2m・3m)	本	200	なた・かま	丁	10
鉄線	Kg	100	つるはし	丁	10
ビニールパイプ	本	15	ハンマー	丁	15
鉄筋ぐい	本	150	クリッパー	丁	3
たこづち	丁	8	一輪車	台	2
掛矢	丁	16	照明灯	台	大型 3
ショベル	丁	30	発電器	台	1

(3) 備蓄数量

建設事務所別、水防倉庫別の備蓄数量は、資料編第1「水防資器材の備蓄数量 『1 県の備蓄数量』」のとおりである。

2 水防管理団体の水防倉庫及び水防資器材

(1) 整備基準

ア 水防管理団体は水防倉庫を、次の基準により設置するよう努めるものとする。

区 分	基 準
木曾川、矢作川、豊川	水防区域延長1キロメートルにつき1棟
庄内川、矢田川、矢作古川	水防区域延長2キロメートルにつき1棟
その他の河川、海岸	水防区域延長3キロメートルにつき1棟

※注) 水防倉庫の規模は1棟33平方メートル以上とする。

イ 水防資器材は、水防倉庫1棟につき表3に定めた基準により整備するよう努めるものとする。なお、平野部・山間部の地理条件等により備蓄基準に係わらず適宜必要性を考慮し備蓄すること。

(2) 備蓄数量

水防管理団体の倉庫別の備蓄数量は、資料編第1「水防資器材の備蓄数量 『2 水防管理団体の備蓄数量』」のとおりである。

第二節 通信連絡

1 県の無線通信施設

(1) 全般情報

愛知県高度情報通信ネットワークは、災害時には県民の安心を確保する防災行政無線として、平常時には県民サービスの向上を図る行政通信システムとして機能している。

このネットワークは、地上系の大容量多重無線回線及び衛星系の無線回線による2ルートで構成しており、県庁、東三河総局、東三河総局新城設楽振興事務所、県民事務所、保健所、農林水産事務所、建設事務所、市町村を結び、電話、ファクシミリ、メール、データ通信、一斉指令、映像交換、WEB情報等の機能を提供している。また、防災情報システム、水防テレメータシステム、土砂災害監視システム、道路情報システム、総合行政ネットワーク（L GWAN）等の通信基盤として利用されている。

車載型、可搬型又は携帯型の無線機を備えた陸上移動局は、その機動性を発揮して、災害現場等の状況に応じ、正確な情報をリアルタイムで収集・伝達することができる。

(2) 水位・雨量情報

ア 水防テレメータシステム

イ 自動応答

一部の水位観測所に、一般加入回線からの通話に対して水位を自動応答する装置が設置してある。

2 水防管理団体の無線通信施設

水防管理団体は、迅速な通信連絡を図り、かつ、停電、電話不通、携帯電話使用不能等に備えるため、水防用無線機を備えるよう努めなければならない。無線機については防水型で移動可能な機種を選定し、電源の確保にも留意する。平常から使用方法の周知や運用訓練等を行い、緊急時に備えることとする。

3 電話・電報施設の優先利用

災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話又は電報施設を優先利用することができる。

(1) 災害時優先電話の登録

各防災関係機関は、災害時における非常扱いの通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳の回避のため、あらかじめ発信する電話番号を西日本電信電話株式会社の名古屋支店に「災害時優先電話」として登録する（「災害時優先電話」の登録にあたっては、西日本電信電話株式会社において登録機関及び登録回線数を限定しているため、西日本電信電話株式会社の名古屋支店へ相談すること。）。

(2) 非常扱いの通話

天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、次に掲げる事項を内容とする通話については、すべての通話に優先して接続される。

ア 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報を内容とする通話であって、気象庁及び出先機関相互に行うもの

イ 災害が発生し、又は発生することを知った者が、その災害の予防、救援に関して直接関係ある機関（消防機関、水防機関、警察機関、災害救助機関、鉄道機関、以下同じ。）に対し行うもの。申し込みに当たっては、あらかじめ(1)により西日本電信電話株式会社の名古屋支店に登録した「災害時優先電話」から市外局番なしの「102番」にダイヤルして、次の事項をオペレーターに告げる。

- ・非常扱いの通話申込みであること。
- ・登録された電話番号と機関などの名称
- ・相手の電話番号

・通話内容

(3) 非常扱いの電報

天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、非常扱いの通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取扱われる。ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。

電報発信に当たって、電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「15番」にダイヤルして、次の事項をオペレーターに告げる。

- ・非常扱いの電報の申込みであること。
- ・発信電話番号と機関名
- ・電報のあて先の住所と機関名などの名称
- ・通信文と発信人名

また、電報発信紙による場合は、「非常」と朱書きし、最寄りの電報サービス取扱所へ差し出す。

(4) 携帯電話の活用

ア 災害時優先携帯電話の取扱

携帯電話から「(2)非常扱いの通話」に規定された内容の通話を行う場合は、通信事業者との協議により定めた携帯電話から発信する通話に限り、優先的に取り扱われる。

イ 災害時優先携帯電話の登録

災害時優先携帯電話の台数は、各通信事業者が制限しているため、防災局が、通信事業者と協議の上、災害時優先携帯電話の確保に努める。

ウ 明示

災害時優先携帯電話には、当該携帯電話が災害時優先携帯電話であることがわかるように銘板等によりその旨を明示する。

(5) 専用電話の活用

災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときは、各防災関係機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

4 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（このような無線通信を「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

5 警察の通信設備の使用

警察の通信設備（警察電話、警察無線）は、警察事務専用を利用するため設けられたもので、普通はその設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっている。しかし、災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときなどには、これを使用することができる。（愛知県地域防災計画「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について（県対県警察）」参照）

6 放送の活用

災害のため、有線電話及び無線電話の利用が不可能な場合等において、災害に関する通知等を行う特別の必要があるときは、NHK等放送機関に対して放送を行うことを要請することができる。（愛知県地域防災計画「災害時における放送要請に関する協定（県対NHK）」、「災害時の放送に関する協定（県対民法各社）」参照）

7 その他の通信手段

県、水防管理団体及び関係機関は、インターネットの防災・天候・ニュース事項等掲載ページ、電子メール、携帯電話、携帯電話のメール機能等最新の情報通信手段及び地域有線放送その他の様々な通信方法に精通し、よりよい手段を模索するよう努めるものとする。

第三節 非常輸送

1 県における非常輸送

輸送力の確保、交通規制については、「愛知県地域防災計画」及び「愛知県災害対策実施要綱」に定めるところによる。

2 水防管理団体における非常輸送

水防管理団体は、水防時における水防要員、水防資器材の輸送のために、車両、舟艇等の確保に努め、その運用について事前に計画しておくものとするが、状況によっては、県警察及び市町村が誘導を行う。

第四章 非常配備

第一節 県の非常配備

県は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって迅速かつ強力で推進できるよう「愛知県災害対策実施要綱」に基づく非常配備の体制を整える。なお、洪水等の災害が発生し、またはそのおそれがある等の場合、水防本部所属機関は、状況に応じ必要な人員を配置、増員すること。

1 非常配備の基準

(1) 第1非常配備

ア 次の予警報等のいずれかが発表されたとき（災害対策本部の設置にいたらない場合）。

大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報、波浪警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の津波注意報、木曾川中流氾濫注意情報、木曾川下流氾濫注意情報、長良川下流氾濫注意情報、庄内川氾濫注意情報、矢作川氾濫注意情報、豊川及び豊川放水路氾濫注意情報、新川氾濫注意情報、矢田川氾濫注意情報、天白川氾濫注意情報、日光川氾濫注意情報、境川・逢妻川氾濫注意情報、竜巻注意情報（本庁防災局のみ）

ただし、大雨注意報及び洪水注意報は6月～10月の間発表されたときに限る。

イ 原子力災害の緊急事態区分で「警戒事態」「施設敷地緊急事態」の事象が発生したとき。

ウ 県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第10条の事象が発生したとき。

エ 災害が発生するおそれがあり、災害の規模、態様又はその状況の推測が困難である場合で、今後の推移に注意を要するとき、又はごく小規模の災害が発生したとき。

オ 県内に震度4の地震が発生したとき。

(2) 第1非常配備の解除

ア 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。

イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。

(3) 第2非常配備（準備体制）

ア 次の予警報のいずれかが発表されたとき（災害情報センターの開設に至らないとき）。

大雨警報、暴風警報、洪水警報、暴風雪警報、高潮警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の津波警報、大雪特別警報、木曾川中流氾濫警戒情報、木曾川下流氾濫警戒情報、長良川下流氾濫警戒情報、庄内川氾濫警戒情報、矢作川氾濫警戒情報、豊川及び豊川放水路氾濫警戒情報、新川氾濫警戒情報、矢田川氾濫警戒情報、天白川氾濫警戒情報、日光川氾濫警戒情報、境川・逢妻川氾濫警戒情報

イ 原子力災害の緊急事態区分で、「全面緊急事態」の事象が発生したとき。

ウ 県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が発生し、本県に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき。

エ その他小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき。

(4) 第2非常配備（準備体制）の解除

ア 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。

イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。

(5) 第2非常配備（警戒体制）

次のいずれかの場合で、災害情報センターを開設する状況のとき。

- ア 次の特別警報のいずれかが発表されたとき
大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報
- イ 相当規模の災害が発生するおそれがある場合で次の予警報のいずれかが県内に発表されたとき。
大雨警報、暴風警報、洪水警報、暴風雪警報、高潮警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の津波警報、木曾川中流氾濫警戒情報、木曾川下流氾濫警戒情報、長良川下流氾濫警戒情報、庄内川氾濫警戒情報、矢作川氾濫警戒情報、豊川及び豊川放水路氾濫警戒情報、新川氾濫警戒情報、矢田川氾濫警戒情報、天白川氾濫警戒情報、日光川氾濫警戒情報、境川・逢妻川氾濫警戒情報
- ウ 県内に震度5弱の地震が発生したとき。
- エ その他相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。
- オ 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。

(6) 第2非常配備（警戒体制）の解除

- ア 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。
- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- ウ 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された非常配備において、東海地震に直ちに結びつくものでないと判断され、東海地震に関連する調査情報（解除）を受けたとき。

(7) 第3非常配備

- ア 大規模な災害が発生するおそれがあるとき。
- イ 大規模な災害が発生したとき。
- ウ 県内に震度5強以上の地震が発生したとき。
- エ 東海地震注意情報が発表されたとき。
- オ 警戒宣言が発せられたとき。
- カ 県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が悪化し、大規模の災害が発生し、本県に重大な被害が発生するおそれがあるとき、または重大な被害が発生したとき。
- キ 特に知事が必要と認めたとき。

(8) 第3非常配備の解除

- ア 災害が発生するおそれが解消したときで被害の程度が軽微であるとき。
- イ 体制を縮小して対応できるとき。
- ウ 東海地震注意情報が発表された場合の非常配備において、東海地震注意情報の解除情報を受けたとき。
- エ 警戒宣言が発せられている場合の非常配備において、地震災害に関する警戒解除宣言に伴い、地震防災応急対策等に係る措置を中止すべき旨を受けたとき。

2 非常配備員の編成と報告

各部署局長及び地方機関の長は、あらかじめ非常配備の各段階における非常配備員の編成を定めておくものとする。

非常配備の編成を行ったときは、速やかにその非常配備員数を防災局長に報告するものとする。

第二節 水防管理団体の非常配備

1 水防管理団体の水防本部の非常配備

- (1) 水防管理団体は、県水防本部に準じた非常配備体制を備え水防管理団体の水防計画書（作成していない場合は地域防災計画書）に明記するものとする。
- (2) 非常配備につく時期及び解除については、水防管理者が、水防情報、気象情報等状況判断の上自主的に行うものとする。

2 水防団等の非常配備

- (1) 水防団等の非常配備体制は、準備体制と出動体制とに分けて定めるものとし、水防管理団体の水防計画に明記するものとする。

準備	水防資器材の整備、点検、水門等開閉の準備と幹部が出動する体制
出動	水防団員等が出動して水防活動を行う体制

- (2) 準備、又は出動の各体制につく時期については、第七章水防警報、第八章洪水予報及び第十章水防活動に示すとおりである。

第五章 重要水防箇所

第一節 重要水防箇所

1 評定基準

(1) 国管理区間

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは堤防の上端幅（天端幅）が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端幅（天端幅）の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは堤防の上端幅（天端幅）が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端幅（天端幅）に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
堤 防 斜 面 の崩れ（法崩れ） ・ すべり	堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて堤防斜面の崩れ（法崩れ）又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・深掘れ（洗掘）	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取付部やその他の工作物の突出箇所で、堤	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

	防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による川岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。		
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下の箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防 ・ 破 堤 跡 ・ 旧 川 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

(2) 県及び市町村管理区間

区分番号	種別	重 要 性			選 定 理 由 (例 示)
		A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
1	堤防高・河川	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5以下の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには最も危険な箇所、または高潮区間の堤防にあつては計画高潮位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5～1/2の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには危険な箇所、または高潮区間の堤防にあつては、現況の堤防高が計画高潮位を上回るものの、計画堤防高に満たない箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/2以上であり計画堤防余裕高より低い箇所。	・堤防高不足
	堤防高・海	設計高潮位が現況の堤防高を越える箇所。	現況の堤防高が設計高潮位を上回るものの、著しく設計堤防高に満たない箇所		・堤防高不足

	岸				
2	堤防断面	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して特に断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅(天端幅)が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅(天端幅)が計画の1/2以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30cm以上の箇所。	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅(天端幅)が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅(天端幅)が計画の2/3以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30cm未満の箇所。		<ul style="list-style-type: none"> ・堤防断面不足 ・堤防の上端幅(天端幅)不足 ・パラペット
3	堤防強度	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱で法面が急勾配である箇所。法面の急勾配等により、法面崩壊、すべり、沈下等の実績がある箇所。水衝箇所の新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱である箇所。土質等により、法面崩壊、すべり、沈下等が予想される箇所。新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。		<ul style="list-style-type: none"> ・堤体土質軟弱 ・基礎地盤軟弱 ・法面不良 ・水衝部の新堤防 ・新堤防
4	漏水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの又はその恐れが十分ある箇所。	漏水の実績があり、これに対して応急措置を講じられた箇所。	漏水等の不安が考えられる箇所。	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水実績、おそれ
5	水衝	水衝部において、低水護岸等が度々破損され、あるいは破堤、破堤寸前程度までの実績があるもの。	水衝部において、低水護岸や高水護岸があるが完全とは考えられない箇所あるいは護岸等が古くなって効用が著しく減じている箇所。		<ul style="list-style-type: none"> ・水衝部破堤実績 ・水衝部低水護岸破損 ・水衝部護岸老朽
6	深掘れ(洗掘)	堤防と接近している河岸が深掘れ(洗掘)されているところで、堤脚護岸の根固めが現在洗われており危険が予想される箇所。又、橋台取付部やその他の工作物の突出による堤体の深掘れ(洗掘)についても考慮する。なお波浪による河岸決壊により危険に瀕した実績あるものを含む。	低水路の河岸が深掘れ(洗掘)されているか河床の深掘れ(洗掘)の著しい箇所で堤脚護岸の根固め水制等が一部破損しており危険の生ずることが予想される箇所。		<ul style="list-style-type: none"> ・河岸深掘れ(洗掘) ・河床深掘れ(洗掘) ・河岸波浪
7	工事施工	国債工事等でやむなく出水期間中も樋門、樋管等の工作物を施工中のもので堤防を横断して開削している箇所。	樋管、橋台等施工箇所		<ul style="list-style-type: none"> ・工事中

		所その他工事施工に伴い一時的ではあるが危険が予想される場合。			
8	工作物	取水堰、樋門、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。 陸閘が設置されている箇所。	取水堰、樋門、樋管等工作物の護岸等の補強措置が未施工の箇所。		<ul style="list-style-type: none"> ・工作物老朽 ・疎通能力不足 ・余裕高不足 ・陸閘 ・補強措置未施工

2 重要水防箇所

- (1) 県内の河川、海岸及びため池で水防上注意を要する箇所は、次頁以下の表に示すとおりである。
- (2) 水防管理団体は常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立し、水防計画書又は地域防災計画書に明記しなければならない。また、平常時の巡視の際に異常を発見したときは直ちに当該河川、海岸等の管理者に通報するものとする。
- (3) 河川、海岸又はため池の管理者は、予想される危険の防止、軽減等当該施設の保全に努めなければならない。

3 評定基準参考資料

- (1) 基本事項
 - a 前記評定基準により種別、重要度、及び選定理由を評定する。
 - b 各種別の考え方は上下流一連の堤防の状況を比較して判断する。(左右岸の比較も含む)
 - c 計画高水位は、かならずしも全体計画の値ではなく上記により判断する。
 - d 評定基準日は毎年3月31日現在とし、現在工事中でも工事完了が確実な箇所は対応する。
- (2) 参考図
次頁の図を参照
- (3) 選定理由の説明

区分番号	種別	重要度	選定理由	注意事項	備考
2	堤防断面	B	堤防の上端幅(天端幅)不足	「堤防断面積」とあるが堤防の上端(天端)幅で読む。	
3	堤防強度	A・B	堤体土質軟弱	堤体と基礎地盤の軟弱とする。	
			堤防斜面(法面)不良	堤防斜面(法)崩壊、すべり、急激な沈下とする。	
			新堤	新堤と堤体盛土(既設堤防の上端(天端)幅の土)とする。	
6	深掘れ(洗掘)	A・B	深掘れ(洗掘)	根固等がなく護岸の基礎工が露出している場合をいう。	
			河床低下	河床が全体に低下したことにより根固等がなく護岸の基礎工が露出している場合をいう。	
8	工作物	A	工作物老朽	工作物老朽、不等沈下、工作物の漏水等含む。	
			疎通能力不足	堤防横断工作物の疎通能力の不足とする。	
			余裕高不足	橋梁等により余裕高に不足を生じている場合とする。	

4 低地域の分布状況

県内における海拔 1メートル以下の分布状況は資料編第4「愛知県水防計画付図」のとおりである。

参考図

重要度 種別	A	B	C	備 考
堤防高	<p>$h \leq H \times 1/5$</p>	<p>$h < H \times (1/5 \sim 1/2)$</p>	<p>$h \geq H \times 1/2 \sim h < H$</p>	<p>H: 余裕高〔計画〕 h: 余裕高〔現況〕 HWL: 計画高水位 HHWL: 計画高潮位</p>
河川高潮区間	<p>計画堤防 現況堤防</p>	<p>計画堤防 現況堤防高</p>		
海岸	<p>設計高潮</p>	<p>設計高潮</p> <p>0.5mを越える</p>		
堤防断面	<p>$w \leq 1/2 \times W[A]$</p> <p>パラペット HWL $h \geq 0.30\text{m}$</p>	<p>$w > 1/2 \times W[A] \sim w \leq 2/3 W[A]$</p> <p>パラペット HWL $h < 0.30\text{m}$</p>		<p>W: 天端幅 A: 堤防断面積 w: 天端幅〔現況〕</p> <p>h: パラペット高</p>
堤体強度	<p>HWL $n < 2$ $m < 2$</p>	<p>HWL $n \geq 2$ $m \geq 2$</p>		<p>法面不良A: 一連勾配にくらべ、いちじるしく急勾配の箇所。ただし勾配は1:2未満とする。</p> <p>法面不良B: 勾配が1:2以上であるが、法崩壊、すべりが発生すると思われる箇所</p>

8 ため池

(1) 尾張建設事務所管内

番号	ため池名	地 名	延長(m)	重要度	理由	管理者	摘要(水防工法)
1	牧野ヶ池	名古屋市名東区猪高町大字高針字前山	300	B	天端巾不足	愛知県	杭打積土のう工
2	新池	名古屋市名東区山香町	140	B	余裕高不足	加藤昭昌	積土のう工
3	荒池	名古屋市天白区天白町大字平針字荒池下	280	B	余裕高不足	近藤 肇	積土のう工
4	緑ヶ池	名古屋市守山区大字牛牧長根	50	B	天端巾不足	堀部覚三	積土のう工
5	岩藤新池	日進市岩藤町	385	B	堤体土質軟弱	岩藤区長	押さ盛土工法
6	杣ノ洞上池	愛知郡長久手市杣ノ洞	96	C	漏水	長久手市	月の輪工
7	鯉ヶ廻間上	愛知郡長久手市茨ヶ廻間	62	C	漏水	長久手市	月の輪工
8	鯉ヶ廻間下	愛知郡長久手市茨ヶ廻間	70		漏水	長久手市	月の輪工
計		8 箇所	1,383				

(2) 一宮建設事務所管内

番号	ため池名	地 名	延長(m)	重要度	理由	管理者	摘要(水防工法)
1	大正池第2池	犬山市大字塔野地字田口洞238-1	60	B	漏水・断面不足	犬山市	積土のう工
2	不動寺池	犬山市字北洞39	35	B	漏水・断面不足	犬山市	積土のう工
3	四十八中池	犬山市大字塔野地字田口洞4	85	B	漏水・断面不足	犬山市	積土のう工
4	割洞第一池	犬山市大字今井字割洞65	60	B	漏水・断面不足	犬山市	積土のう工
5	切塞第二池	犬山市大字今井字切塞79	20	B	漏水・断面不足	犬山市	積土のう工
6	鎧池	犬山市字八曾74、75	55	B	漏水・断面不足	犬山市	積土のう工
7	西洞池	犬山市字西洞48	55	B	漏水・断面不足	犬山市	積土のう工
8	成沢池	犬山市大字今井字成沢90-15	40	B	漏水・断面不足	犬山市	積土のう工
9	白山池	犬山市大字今井字白山下40	25	B	漏水・断面不足	犬山市	積土のう工
10	西洞上池	犬山市字西洞46	40	B	漏水・断面不足	犬山市	積土のう工
11	隠岩の池	犬山市大字今井字奥落洞21-3	35	B	漏水・断面不足	犬山市	積土のう工
12	土須賀洞第一池	犬山市大字塔野地字田口洞39-1	25	B	漏水・断面不足	犬山市	積土のう工
13	樫ノ木平池	犬山市大字今井字樫ノ木43	25	B	漏水・断面不足	犬山市	積土のう工
14	祢宜洞第二池	犬山市大字今井字祢宜洞106	25	B	漏水・断面不足	犬山市	積土のう工
15	土須賀洞第二池	犬山市大字塔野地字田口洞39-1	15	B	漏水・断面不足	犬山市	積土のう工
16	重平洞池	犬山市大字塔野地字田口洞39-1	20	B	漏水・断面不足	犬山市	積土のう工
計		16 箇所	620				

(3) 知多建設事務所管内

番号	ため池名	地 名	延長(m)	重要度	理由	管理者	摘要(水防工法)
1	三郷池	半田市桃山町	120	A	天端巾不足	石川ケイスケ他	積土のう工
2	八鬼山池	半田市新野町	60	A	天端巾不足	八鬼山組	積土のう工
3	新居池	半田市新居町	40	A	天端巾不足	半田市	積土のう工
4	浜池	半田市終町	122	C	漏水	半田市	積土のう工
5	上定光池	半田市上定光町	80	A	天端巾不足	半田市	積土のう工
6	上苗代池	半田市横松上町	90	A	天端巾不足	半田市	積土のう工

7	カラス池	大府市明成町	109	A	余水吐・断面不足	大府市	積土のう工
8	海陸庵池	大府市半月町	125	A	漏水	半月組	積土のう工
9	藪ヶ池	大府市吉川町	69	B	余水吐・断面不足	大府市	積土のう工
10	神様池	大府市宮内町	100	B	法面不良	大府市	積土のう工
11	西鴻ノ巣池	知多市八幡	50	C	余裕高不足	知多市	杭打積土のう工
12	滝水池	知多市岡田	70	C	余裕高不足	知多市	杭打積土のう工
13	坊田池	常滑市金山	70	A	法面不良	小倉区長	杭打積土のう工
14	岡ノ脇池	美浜町大字河和	60	A	漏水	美浜町	積土のう工
15	細田池	美浜町大字河和	100	B	漏水	美浜町	積土のう工
16	青山池	美浜町大字奥田	220	B	漏水	美浜町	積土のう工
17	吉田下池	美浜町大字北方	118	A	漏水	美浜町	積土のう工
18	大間池	南知多町大字豊丘	64	B	余裕高不足	南知多町	積土のう工
19	芋生池	南知多町大字山海	30	C	余裕高不足	南知多町	積土のう工
20	高座池	南知多町大字山海	40	B	余裕高不足	南知多町	積土のう工
21	久須池	南知多町大字山海	28	A	余裕高不足	南知多町	積土のう工
22	河廻間池	南知多町大字山海	35	B	余裕高不足	南知多町	積土のう工
23	竈目池	南知多町大字豊浜	59	B	余裕高不足	南知多町	積土のう工
24	恩徳寺池	南知多町大字豊浜	68	B	余裕高不足	南知多町	積土のう工
25	中池上池	南知多町大字豊丘	50	A	余裕高不足	南知多町	積土のう工
26	西田面池	南知多町大字大井	55	B	余裕高不足	南知多町	積土のう工
27	白根池	南知多町大字片名	21	B	余水吐不良	南知多町	積土のう工
28	第二釜山池	南知多町大字大井	55	A	余裕高不足	南知多町	積土のう工
29	大深新池	南知多町大字豊丘	31	B	余裕高不足	南知多町	積土のう工
30	共同池	南知多町大字大井	52	B	余裕高不足	南知多町	積土のう工
31	赤田池	南知多町大字大井	40	C	漏水	南知多町	月の輪工
32	八町池	南知多町大字豊丘	35	B	漏水	南知多町	月の輪工
33	布千古池	南知多町大字豊丘	30	C	漏水	南知多町	月の輪工
34	大深上池	南知多町大字豊丘	28	B	余裕高不足	南知多町	積土のう工
35	三月平池	南知多町大字大井	45	C	漏水	南知多町	月の輪工
36	小海田池	南知多町大字大井	27	C	漏水	南知多町	月の輪工
37	西山池	南知多町大字大井	25	C	漏水	南知多町	月の輪工
38	山田池	南知多町大字大井	25	B	余裕高不足	南知多町	積土のう工
39	長谷池	南知多町大字片名	55	B	余裕高不足	南知多町	積土のう工
40	片名新池	南知多町大字片名	53	C	漏水	南知多町	月の輪工
41	二ツ池(下)	南知多町大字師崎	25	B	天端巾不足	南知多町	積土のう工
計		41箇所	2,579				

(4) 西三河建設事務所管内

番号	ため池名	地名	延長(m)	重要度	理由	管理者	摘要(水防工法)
1	西城池(下)	岡崎市岩津町字西坂	39	B	漏水	岩津町生産組合	杭打積土俵工
2	堤ヶ入2号池	岡崎市藤川町字堤ヶ入	47	B	漏水	藤川町生産組合	積土俵工

3	後山池	岡崎市竜泉寺町字後山	57	B	漏水	竜泉寺町生産組合	杭打積土俵工
4	城山池(上)	岡崎市舞木町字城山	52	B	漏水	市場町生産組合	杭打積土俵工
5	秦梨新池	岡崎市秦梨町字神谷	20	B	漏水	秦梨町生産組合	杭打積土俵工
6	深篠池	西尾市家武町	105	B	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
7	洲崎西池	西尾市東幡豆町船付	35	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
8	黒松池	西尾市西幡豆町黒松	40	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
9	桑畑東池	西尾市東幡豆町金剛童子	45	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
10	宮地池	西尾市東幡豆町宮下	33	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
11	小草池	西尾市家武町	160	B	漏水	西尾市	月の輪工
12	平原池	西尾市平原町	65	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
13	雨池	西尾市吉良町瀬戸	96	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
14	汗尾池	西尾市吉良町駸馬	146	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
15	勝迫池	西尾市吉良町宮迫	51	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工・捨て土のう工
16	天神池	西尾市吉良町津平	55	A	漏水	西尾市	月の輪工
17	王池	西尾市吉良町友国	96	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工・捨て土のう工
18	一・二番池	西尾市吉良町小山田	60	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工・捨て土のう工
19	南溜池	西尾市吉良町乙川	95	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
20	茅場池	西尾市鳥羽町名幸寺	107	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工・捨て土のう工
21	鳥羽中池	西尾市鳥羽町馬ノ坂	60	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工・捨て土のう工
22	千石池	西尾市西幡豆町奥山	110	B	漏水	西尾市	月の輪工
23	八幡東上池	西尾市西幡豆町奥山	55	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
24	小野ヶ谷東池	西尾市西幡豆町欠橋	74	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
25	桑畑上池	西尾市東幡豆町西神田	30	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
26	桑畑池	西尾市東幡豆町西神田	109	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
27	彦田池	西尾市東幡豆町池下	60	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
28	谷村池	西尾市東幡豆町紺屋谷戸	93	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工・捨て土のう工
29	山口下池	西尾市東幡豆町中川原	106	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
30	山口上池	西尾市東幡豆町中川原	72	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
31	小屋ノ沢池	岡崎市櫻山町字小屋ノ沢	28	B	漏水	櫻山町生産組合	積土俵工
32	坊ノ入用水池	岡崎市夏山町字坊ノ入	15	B	漏水	夏山町生産組合	杭打積土俵工
33	樋ヶ入池	岡崎市小美町字樋ヶ入	40	B	漏水	小美町生産組合	杭打積土俵工
34	大捨場池	岡崎市洞町字大久後	43	A	漏水	洞町生産組合	杭打積土俵工
35	塘ヶ入池	岡崎市竜泉寺町字塘ヶ入	87	B	漏水	竜泉寺町生産組合	杭打積土俵工
計		35箇所	2,386				

(5) 豊田加茂建設事務所管内

番号	ため池名	地名	延長(m)	重要度	理由	管理者	摘要(水防工法)
1	ヒヤケ池	豊田市北一色町大洞	21	B	漏水	北一色町	月の輪工
2	古賀池	豊田市保見町北山	65	B	工事中	保見町	
3	伊保唐池	豊田市保見町北山	57	B	余裕高不足	保見町	積土のう工
4	北山池	豊田市保見町北山	22	B	余裕高不足	保見町	積土のう工
5	昭和池	豊田市深見町水上	20	B	余裕高不足	深見町	積土のう工

6	辰己池	豊田市成合町下屋入	38	B	工事中	成合町	
7	貝津新池	豊田市東保見町山ノ田	103	B	漏水	貝津町	月の輪工
8	伊保地池	豊田市舞木町上伊保地	82	B	漏水	舞木町	月の輪工
9	剣徳池	豊田市迫町中切	40	C	漏水	迫町	月の輪工
10	万精池	豊田市大清水町原山	122	B	土質軟弱	豊田土地改良区	築き廻し工
11	新池下池	みよし市筋生町	100	A	余裕高不足	みよし土地改良区	積土のう工
計		11 箇所	670				

(6) 新城設楽建設事務所管内

番号	ため池名	地名	延長(m)	重要度	理由	管理者	摘要(水防工法)
1	川上池	新城市富岡	65	A	法面不良	受益者代表 森田富保	月の輪工
2	三ツ合池	新城市富岡	39	B	漏水	受益者代表 杉山 武	月の輪工
3	源衛池	新城市富岡	65	B	漏水	安形 正	月の輪工
4	中堤池	新城市富岡	52	B	漏水	安形 正	月の輪工
5	植田の池	新城市庭野	32	A	漏水	受益者代表 森田 正文	月の輪工
6	からさわの池	新城市一畝田	21	B	漏水	受益者代表 牧野 伸宏	月の輪工
7	大場サコ池	新城市一畝田	37	B	漏水	水利組合 松井 敏和	月の輪工
8	およそ池	新城市富岡	105	A	漏水	受益者代表 安形 文夫	月の輪工
9	小畑池	新城市小畑	40	B	漏水	新城市土地改良区	月の輪工
計		9 箇所	456				

(7) 東三河建設事務所管内

番号	ため池名	地名	延長(m)	重要度	理由	管理者	摘要(水防工法)
1	長池	豊橋市高師本郷町字山腰	36	C	漏水	豊橋市	杭打積土のう工
2	椎ノ木池(下)	豊橋市杉山町字椎ノ木	20	C	余裕高不足	豊橋市	杭打積土のう工・積土のう工
3	三ツ池	豊橋市豊清町字茶屋ノ下	100	B	漏水	豊橋市	杭打積土のう工
4	ねずみ池	豊橋市豊清町字籠田	20	B	余裕高不足	豊橋市	月の輪工・シート張工
5	弥栄池	豊橋市豊清町字茶屋ノ下	10	C	余裕高不足	豊橋市	杭打積土のう工・積土のう工
6	長楽池	豊橋市石巻本町字大地10-1	50	C	漏水	個人	杭打積土のう工
7	信池(上)	豊橋市下条東町字池下35	28	B	余裕高不足	個人	杭打積土のう工・積土のう工
8	信池(下)	豊橋市下条東町字池下36	36	B	余裕高不足	個人	杭打積土のう工・積土のう工
9	影色池	豊橋市雲谷町外ノ谷15	150	C	漏水	豊橋市	杭打積土のう工
10	東池	豊川市大崎町大町	54	A	漏水	豊川市	月の輪工・築き廻し工
11	赤坂大池	豊川市赤坂町池下	100	B	漏水	豊川市	杭打積土のう工
12	宇佐野池	蒲郡市大塚町大田	69	B	漏水	蒲郡市	杭打積土のう工
13	大戦池	蒲郡市相楽町荒井	40	B	漏水・堤体老朽	蒲郡市	杭打積土のう工
14	猿田池	蒲郡市大塚町犬口	37	B	溢水・漏水・堤体老朽	蒲郡市	杭打積土のう工
15	若地池	蒲郡市豊岡町若地	60	B	溢水・漏水・堤体老朽	蒲郡市	杭打積土のう工
16	桑原池	蒲郡市三谷町門立	37	A	溢水・漏水・堤体老朽	蒲郡市	杭打積土のう工
17	黒別当池	蒲郡市三谷町黒別当	97	B	溢水・漏水・堤体老朽	蒲郡市	杭打積土のう工
18	星越池	蒲郡市三谷町星越	54	B	溢水・漏水・堤体老朽	蒲郡市	杭打積土のう工
19	青ノ池	蒲郡市三谷町青野	54	C	溢水・漏水・堤体老朽	蒲郡市	杭打積土のう工

20	水竹池	蒲郡市水竹町上柿田	144	A	溢水・漏水・堤体老朽	蒲郡市	杭打積土のう工
21	白龍池	蒲郡市神ノ郷町高保炉	79	A	溢水・漏水・堤体老朽	蒲郡市	杭打積土のう工
22	上名取池	蒲郡市神ノ郷町上名取	35	B	漏水	蒲郡市	杭打積土のう工
23	大久古池	蒲郡市竹谷町大久古	141	A	漏水・堤体老朽	蒲郡市	杭打積土のう工
24	上池	蒲郡市鹿島町岡	42	B	溢水・漏水・堤体老朽	蒲郡市	杭打積土のう工
25	角穴池	蒲郡市形原町角穴	38	C	漏水・堤体老朽	蒲郡市	杭打積土のう工
26	細田池	蒲郡市西浦町細田	65	A	漏水・堤体老朽	蒲郡市	杭打積土のう工
27	西ノ入池	蒲郡市西浦町大狭間	40	C	溢水・漏水・堤体老朽	蒲郡市	杭打積土のう工
28	岡池	蒲郡市清田町木森	49	B	漏水	蒲郡市	杭打積土のう工
29	大草山田池	田原市大草町	12	A	漏水	田原市土地改良区	詰め土のう工
30	神戸新池	田原市神戸町	50	A	漏水	神戸区	詰め土のう工
31	宮下池	田原市相川町	30	A	漏水	六連区	詰め土のう工
32	湊田池	田原市野田町	40	A	漏水・崩壊	野田区	杭打積土のう工
33	谷熊新池	田原市谷熊町	60	A	漏水	谷熊区	詰め土のう工
34	下笹池	田原市六連町	40	B	漏水	長上区	詰め土のう工
35	柳沢池	田原市田原町	55	B	漏水・崩壊	田原区中部	杭打積土のう工
36	前山池	田原市仁崎町	55	B	漏水・崩壊	仁崎区	杭打積土のう工
37	笹池	田原市六連町	30	B	漏水	長上区	詰め土のう工
38	東屋敷池	田原市豊島町	15	B	漏水	豊島区	詰め土のう工
39	谷熊長池	田原市谷熊町	80	B	漏水	谷熊区	詰め土のう工
40	新美池	田原市西神戸町	55	B	漏水・崩壊	神戸区	杭打積土のう工
41	清明池	田原市大草町	20	B	漏水・崩壊	田原市土地改良区	杭打積土のう工
42	炊事場池	田原市吉胡町	40	B	漏水・崩壊	吉胡区	杭打積土のう工
43	赤松新池下池	田原市西神戸町	39	B	崩壊	神戸区	詰め土のう工
44	大沢池	田原市大草町	80	A	漏水・崩壊	田原市土地改良区	杭打積土のう工
45	愛三池	田原市蒲町	135	B	漏水・崩壊	蒲区	杭打積土のう工
46	重五郎池	田原市蒲町	145	B	漏水・崩壊	蒲区	杭打積土のう工
47	大正池	田原市高松町	270	C	余裕高不足	田原市土地改良区	積土のう工
48	大池	田原市高松町	100	B	水衝	田原市土地改良区	かごマット工
49	尾郎池	田原市高松町	200	B	漏水	田原市土地改良区	詰め土のう工
50	大ケロ池(下)	田原市赤羽根町	150	B	漏水	田原市土地改良区	積土のう工
51	大坂池	田原市和地町	179	C	漏水	和地工区	詰め土のう工
52	柳沢池	田原市高木町	75	C	漏水	高木工区	詰め土のう工
53	小塩津池	田原市小塩津町	153	C	漏水	水資源機構	詰め土のう工
54	大沢池	田原市保美町	97	C	漏水	保美地区	詰め土のう工
55	中明池	田原市長沢町	176	C	漏水	長沢・古沢工区	詰め土のう工
56	般若寺池	田原市伊川津町	15	C	漏水	伊川津・石神工区	詰め土のう工
57	新地下池	田原市江比間町	50	C	漏水	江比間工区	詰め土のう工
	計	57 箇所	4,131				
	ため池合計	177 箇所	12,225				

9 堤外（堤防の川側）民有地

番号	水系名	河川名	位置		左右岸別	地名	延長(m)	
1	木曾川	木曾川	39.2k	～	40.2k	左	一宮市木曾川町玉ノ井～一宮市北方町	1,140
2	木曾川	木曾川	61.0k	～	62.6k	左	犬山市栗栖	1,300
3	木曾川	南派川	6.6k-50m	～	6.8k+50m	左	江南市宮田神明町	300
4	庄内川	庄内川	3.2k-50m	～	3.8k+50m	右	名古屋市中川区下之一色町	620
5	庄内川	庄内川	36.2k-70m	～	38.4k	左	瀬戸市十軒町～内田町	2,200
6	庄内川	庄内川	39.0k	～	39.4k	右	春日井市玉野町	370
7	豊川	豊川	6.2k-230m	～	7.6k+10m	左	豊橋市牛川町	1,430
8	豊川	豊川	9.0k	～	10.2k+30m	左	豊橋市下条西町	1,340
9	豊川	豊川	15.2k-170m	～	15.6k+344m	左	豊川市三上町	650
10	豊川	豊川	19.2k	～	20.0k	左	豊川市加茂町～豊川市一宮町	840
11	豊川	豊川	21.2k	～	22.5k+205m	右	豊川市一宮町	1,620
12	豊川	豊川	25.6k	～	26.8k	左	新城市一畝田～庭野	1,310
13	豊川	間川	0.0k	～	0.4k+50m	右	豊川市三上町	360
		計	13箇所					(360)
								13,120